

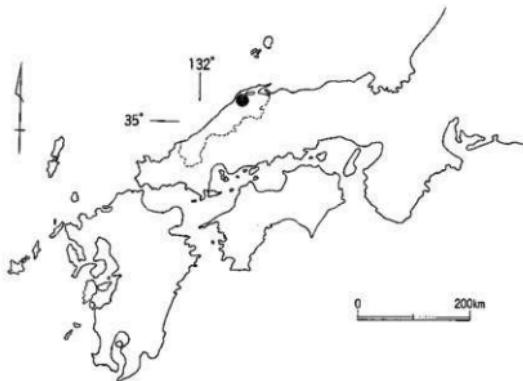
えん や はん がん やかた あと
塩治判官館跡



2003年3月

出雲市教育委員会

えん や はん がん やかた あと
塩治判官館跡



島根県出雲市の位置

2003年3月

出雲市教育委員会

序

出雲市上塩治町には、国指定史跡である上塩治築山古墳をはじめとする、数多くの埋蔵文化財が存在しており、出雲市内でも遺跡の研究においては重要な地域であります。しかし、一方で島根県出雲土木建築事務所によって計画されている主要地方道出雲三刀屋線改良計画の起点部付近であり、開発が進められつつある地域であります。これら開発から、文化財を保護する前段として、出雲市教育委員会では平成12年度に、国庫・県費補助を受け、館跡と言い伝えられている塩治判官館跡と、国指定史跡上塩治築山古墳及びその周辺に広がる築山遺跡を対象に、その詳細を把握し、今後の保護に役立てようと遺跡の性格を確認するための発掘調査を実施いたしました。本書はこれらのうち塩治判官館跡について調査結果を報告するために作成したものです。なお、上塩治築山古墳及び築山遺跡の調査結果については、平成13年度も調査を継続していることから、別途発行する予定であります。

今回の調査成果が、さらなるこの地域における歴史解明の一助となり、埋蔵文化財に関する理解や歴史学習などに役立てば幸いであります。

今後も、地元の皆様の熱意により、後世にこの遺跡が伝えられることを期待するとともに、発掘調査にあたって借地を快諾頂いた地権者の方々や本書の発行にあたりまして、ご指導、ご協力賜りました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成15年(2003)3月

出雲市教育委員会

教育長 多 久 博

例　　言

1. 本書は国庫・県費補助を受けて出雲市教育委員会が平成12年度(2000)に実施した市内遺跡発掘調査のうち塩冶判官館跡の調査結果を報告するものである。
2. トレンチを設定した箇所は島根県出雲市上塩冶町304-2（塩冶判官館跡第1T）である。
3. 現地の発掘調査は平成12年(2000)10月16日に着手し、平成12年(2000)12月15日に終了した。
4. 発掘調査及び本書の作成は以下の組織体制で行った。

発掘調査（平成12年度）

調査主体 出雲市教育委員会

調査指導 渡邊 貞幸（島根大学法文学部教授）

足立 克己、池淵 俊一（島根県教育委員会）

事務局 大田 浩（出雲市教育委員会文化振興課長）

川上 稔（同 課長補佐）

調査員 三原 一将（同 副主任主事）

調査補助 佐々木紀明、小村 瞳子（同 臨時職員）

報告書作成（平成14年度）

編集機関 出雲市教育委員会

事務局 板倉 優（出雲市文化企画部芸術文化振興課長）

川上 稔（同 文化財室長）

坂本 豊治（同 主事）

5. 本書の執筆・編集は三原が行った。

6. 遺構の略称記号は基本的に次のとおりであるが、遺構によっては性格が異なる場合もある。

SD：溝状遺構 SK：土坑 P：柱穴 SX：その他の遺構

7. 遺物の出土量を示すために用いたコンテナはL540mm×W340mm×H150mm、ビニール袋はL380mm×W260mmのものである。

8. 本書で使用した方位は座標北を示す。

9. 本書で使用した測地系は日本測地系（改正前）である。

10. 発掘調査にあたっては、地権者の石川英男氏にお世話をになった。記して謝意を表しておきたい。

11. 発掘調査、遺物整理については、次の方々の協力を得た。

小玉 勇、周藤 俊也、長島 節子、三成銀一郎、須山 林吉、高橋 裕子、板倉 傳夫、
森山 英夫、三島 輝夫（以上、発掘調査）、鵜口 令子、園山美千代ほか（以上、遺物整理）

12. 遺物実測とトレースについては、勝部真紀、田部美幸、永田節子が行った。

13. 本書で掲載した航空写真を除く写真の撮影は三原が行った。

14. 本遺跡の出土遺物、実測図、写真などは出雲市教育委員会で保管している。

目 次

序

例 言

目 次

挿図目次 表目次 写真図版目次

第1章 調査に至る経緯 1

第2章 位置と環境 1

第3章 調査の結果 4

第4章 ま と め 11

写真図版

報告書抄録

挿図目次

第2章 位置と環境		
図1 周辺の主要中世遺跡1(1:30,000)	2	図4 遺構配置図(1:100) 7
図2 周辺の主要中世遺跡2(1:3,000)	3	図5 ポーリング地点とSD01推定範囲 8
第3章 調査の結果		
図3 調査地位置図(1:750)	5	図6 出土遺物実測図(1:3) 9
		図7 SK01・SX01実測図(1:40) 10

表目次

第3章 調査の結果		
表1 基準杭座標一覧表	6	表3 出土遺物観察表 9
表2 ポーリング調査結果一覧表	8	表4 塩冶氏城館跡比定地一覧表 11

写真図版目次

図版1-1 調査地から西を望む(東から)		図版6-1 SK01検出状況(南から)	
2 完掘状況(上が西)		2 SK01検出状況(北から)	
図版2-1 完掘状況(南から)		3 SK01完掘状況(東から)	
2 完掘状況(北から)		図版7-1 SX01検出状況(東から)	
図版3-1 調査地から上塙治集山古墳を望む(南西から)		2 SX01完掘状況(東から)	
2 A3Gr・A4Gr調査状況(北から)		3 SX01完掘状況(南から)	
3 B5'-A5'ライン断面(北から)		図版8-1 出土遺物1	
図版4-1 SD01完掘状況(南から)		2 出土遺物2	
2 A1-B1ライン断面(南から)		3 出土遺物3	
図版5-1 SD01完掘状況(北から)			
2 B3-A3ライン断面(北から)			

第1章 調査に至る経緯

出雲市教育委員会では国庫・県費補助を受け、近年継続的に市内の重要な遺跡の詳細確認などを目的に、トレンチ調査を主とした発掘調査を行っている。

このような状況の中、当初、平成12年度(2000)は前年度に引き続いて古志本郷遺跡の郡家跡と考えられる遺構と下古志遺跡の環濠跡と考えられる遺構を対象に、範囲確認調査を行う予定であった。

しかし、島根県出雲土木建築事務所によって主要地方道出雲三刀屋線改良計画が進められつつあるのに伴い、島根県教育委員会から予定を変更し、この計画予定地周辺であり、かつ、特に重要と考えられる塩冶判官館跡と上塩治築山古墳及び築山遺跡の発掘調査を優先的に行い、今後の保存方針を判断するうえで必要となる遺跡の性格についてのデータを集めておくよう指導があった。出雲市教育委員会はこれを受け発掘調査を実施することとなった。

この地は以前トレンチ調査が行われていた。そのため、トレンチ設定については、これらを勘案して事前に出雲市教育委員会で設定候補地を検討したのち、島根県教育委員会と現地にて協議して決定した。その後、出雲市教育委員会が地権者に打診し、地権者の意向を踏まえた箇所を最終的なトレンチ設定箇所とした。この結果、塩冶判官館跡については当初3箇所程度予定していたトレンチ設定箇所が、第1Tの1箇所に絞られることとなった。

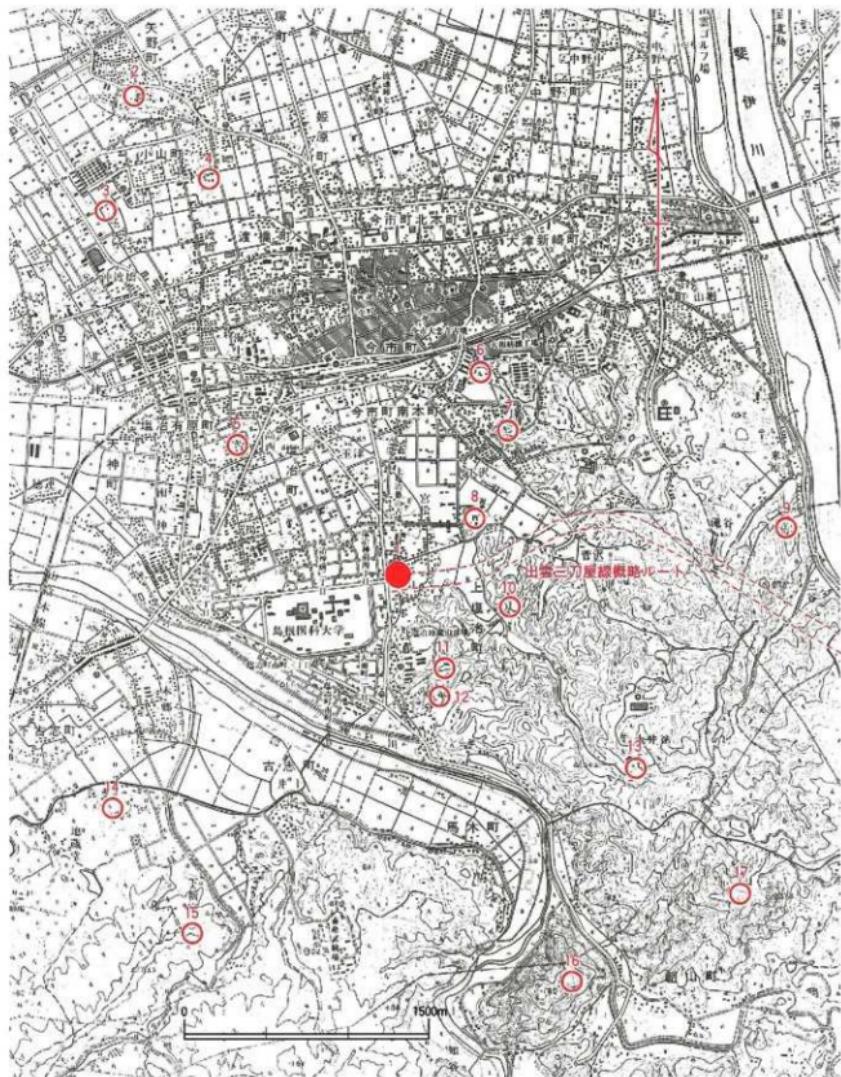
第2章 位置と環境

今回の発掘調査の対象となった遺跡である塩冶判官館跡は、神戸川右岸の旧自然堤防に位置している。付近には三田谷遺跡、上塩治築山古墳、地藏山古墳、上塩治横穴墓群など様々な遺跡が密集して存在することから、古代から人々の暮らしと密接に関わっていた地域であり、出雲平野の遺跡を考えるうえでの要所となっている。

中世ではこの地に塩冶氏が居を構えたと考えられることから、向山城跡、半分城跡、塩冶神社境内遺跡など、塩冶氏に関係すると考えられている城館跡なども点在している。

今回の調査地付近は、昭和60年(1985)に出雲市教育委員会によってトレンチ調査が行われている。この際、塩冶判官館跡の東側に南北方向に延びる帶状低地の性格を確認する目的で第5Tが設定された。このトレンチは帶状低地に直交するよう西半分に設定されている。調査の結果、この帶状低地は時期や性格は不明であるが、掘削を施した堀状遺構と報告されている。

今回の調査では、この帶状低地が館を囲む堀であった場合、東西方向の堀が確認できると考えられる塩冶判官館跡の南端付近に、第1Tを設定し調査を実施した。



1. 塩冶判官館跡
2. 三木氏館跡
3. 渡橋沖遺跡
4. 蔡小路西遺跡
5. 淨音寺境内館跡(伝塩冶氏館跡)
6. 平家丸城跡
7. 向山城跡(大廻城跡)
8. 塩冶神社境内遺跡
9. 灌谷山城跡
10. 大井谷城跡
11. 半分城跡
12. 権現山城跡
13. 大井谷Ⅱ遺跡
14. 淨土寺山城跡
15. 栗栖城跡
16. 鮎山城跡
17. 唐墨城跡

図1 周辺の主要中世遺跡 (1:30,000)

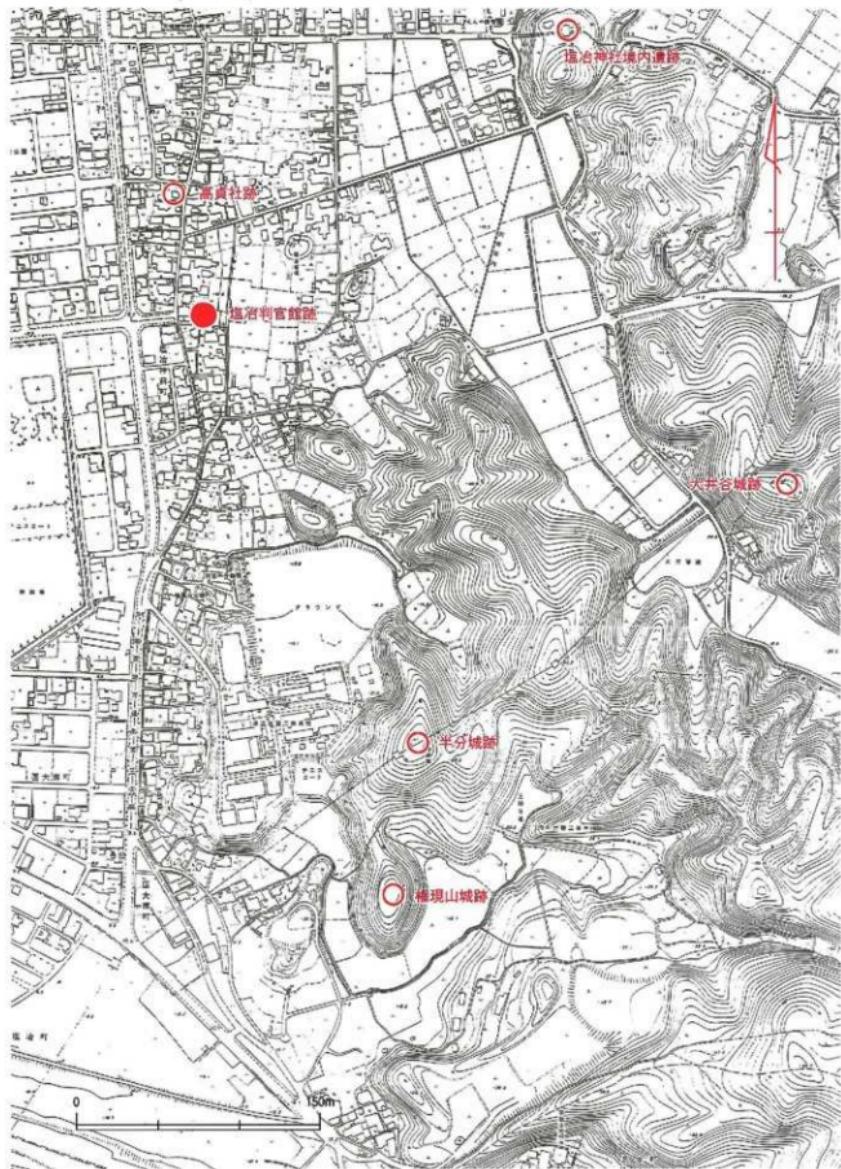


図2 周辺の主要中世遺跡2 (1:3,000)

第3章 調査の結果

第1節 調査の概要

今回の調査は、周知の遺跡である塩治判官館跡の詳細確認のために、2m×20mのトレンチである第1Tを1本設定して実施した。「塩治判官館跡」と呼称されてはいるが、現在のところ、この遺跡が館跡であるのかすら不明であり、さらに塩治判官の館跡であるという考古学的根拠はないに等しい。ただ、以前からこの地で、付近に塩治判官館跡が存在するという言い伝えが残っている。

このほか、館跡が存在するという根拠として、現在の地形において長さ80m程度の方形区画が認められる点があげられる。区画西側を除く3方には周囲より約1m低い帯状低地が「コ」の字状にめぐつており、方形区画が形成されているように見える。

館跡であれば当然、堀の掘削で生じる堆土で土塁も築いたと考えられる。『雲陽誌』には塩治判官の館について「一町四方土手を築たり」との記述が残っており、この点でこの方形区画を塩治判官館跡に比定することも可能であるといえる。しかし、これはこの方形区画が館跡であれば、という前提があつてはじめて成り立つのである。

このように、方形区画が塩治判官館跡である確固たる根拠は現在のところない。しかし、帯状低地が館の堀であると断定されれば、塩治判官の館であった可能性も増してくる。そのため、区画周囲で数箇所のトレンチを設定し、帯状低地が館に伴う堀であるか否かを明らかにする予定であった。しかし、地権者との協議の結果、調査地は第1Tのみに絞られることとなった。

第1Tは区画南側を東西に延びる堀が存在する場合、必ず検出できると考えられる箇所に設定したものであるが、調査の結果、大きな溝状の落ち込みであるSD01が検出されたものの、その方向はほぼ南北を示すものであった。調査区の一部を拡張しその方向に変化がないか調べたが、拡張範囲では同様に南北方向に延びていた。これ以上の調査区拡張は困難であったため、周辺を長さ1mのボーリングステックを使用しボーリング調査を行ったが、方向が変化していることは認められなかった。このため、検出したSD01は調査地付近では南北に延びていると判断できる。

また、SD01からは弥生時代から中世にかけての土器片が出土しており、SD01を北に延長すると先の区画の下にも及ぶことが分かった。このため、この方形区画は中世以降に造成された可能性が高い。したがって、このSD01が堀であるならば、現在の見かけの方形区画は意味を持たなくなってくるため、仮に館跡が存在していたとしても、異なる区画を有していたと考えざるを得ない。

さらに、SD01の落ち込み方は緩やかであり、側壁が堀の断面形状を呈していない。地山が砂層であり肩が崩れたと推測しない限り、堀の断面形状とは様相が異なる。

また、館跡に関係する出土遺物が少ない点も堀である可能性を低めている。今回、SD01の一部の調査にとどまったが、中世土器以外に館に関連する可能性がある遺物は、僅かな陶磁器片のみである。

これらのことから、検出したSD01が館を囲繞する堀である可能性は低いと推定するに至った。なお、この結果が必ずしも館跡の存在を否定するものではないことを申し添えておく。

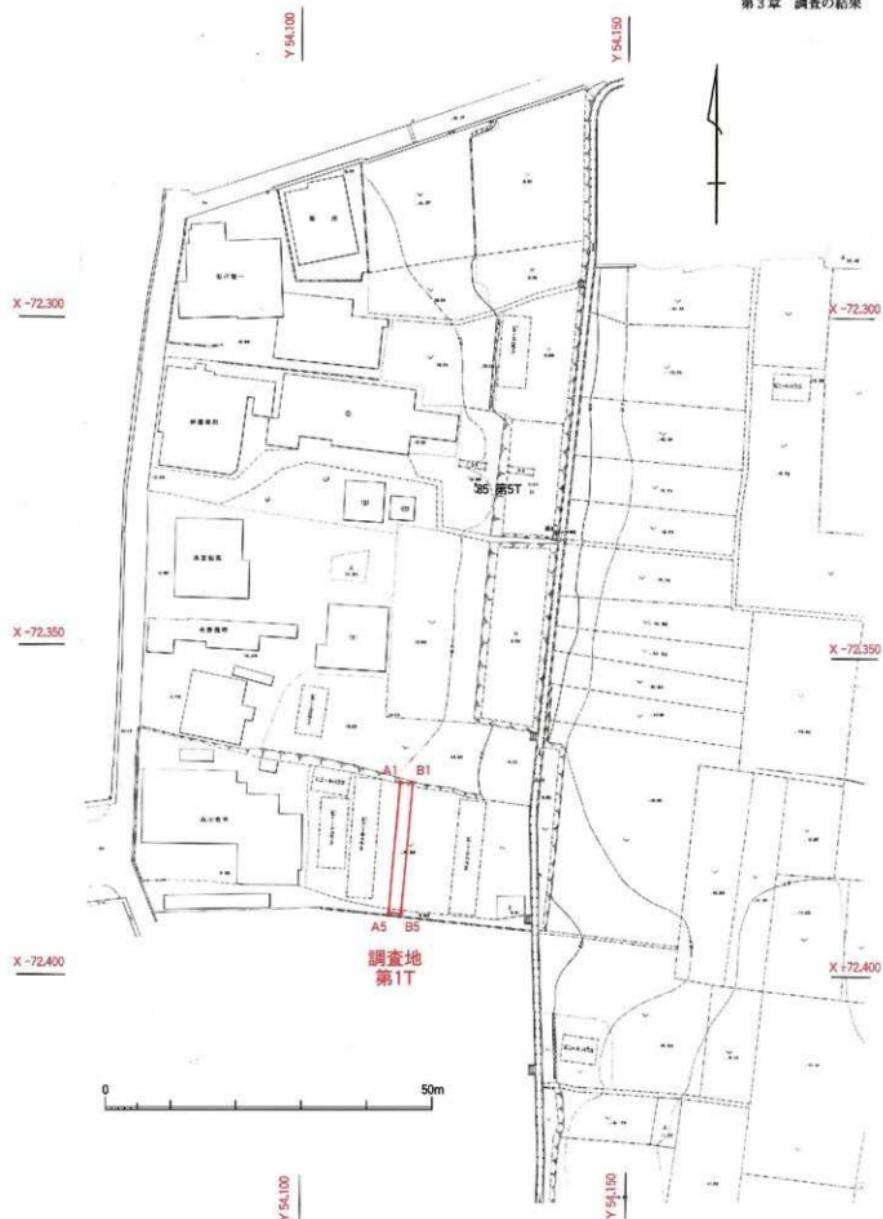


図3 調査地位置図 (1:750)

第2節 調査の結果

今回の調査地である第1Tは、畝に設定したトレンチである。よって、表土は現在の耕作土となる。この耕作土を30cm～50cm程度掘削すると地山の灰黄褐色砂に至り、中間に遺物包含層は存在しない。

調査の結果、遺構としてはSD01、SK01、SX01、ピットを検出し、遺物としては中世土師器などが出土している。以下、これらを順に報告する。

SD01

SD01は調査区全域にわたり検出した比較的大きな溝状の落ち込みである。A3-B3ライン以南の調査グリッドは、SD01の中央の箇所にあたることから、全域にわたりこの落ち込みの覆土となっている。よって、この範囲では完掘すると調査区壁が崩壊する恐れがあったため、断面観察を目的にA3-A5ライン際にサブトレンチを設定して掘削するにとどめたが、それでもなおごく一部を除き地山までは掘削できなかった。しかし、A5-B5ライン際で掘削低面からピンボールを突き刺し、地山の砂の感触を頼りにその標高を推測するに、底の標高は7.9m付近と考えられる。

A3-B3ライン以北の調査グリッドでは、SD01の側壁が確認できている。検出できた上端の一部から推測すると、SD01の軸方向はN-12°-Eであると考えられる。また、側壁の立ち上がりは緩く、傾斜角度は26°となっている。なお、杭B3の西などでは30cm大の石が検出できている。このことから、この付近がSD01の底にあたると考えられる。

第1Tは堀が東西方向に延びている可能性を考慮し、それを横断するように設定したトレンチである。しかし、調査の結果、帯状低地の元と考えられるSD01は、予想に反して南北方向に延びていた。トレンチ周囲は耕作中であり拡張も困難であったことから、地表から深さ70cm～100cmに堆積する土の採取が可能な長さ1mのボーリングスティックを使用し、SD01の周囲をボーリング調査してその形状や規模を把握しようと試みた。その結果、調べた範囲では、SD01はやはり屈曲せずに南北方向に延びており、幅10m前後の規模を有することが確認できた。

また、SD01の覆土からはコンテナ1/3箱分の遺物が出土した。これらは弥生土器、土師器、須恵器、中世土師器、陶磁器などであり、中世土師器が大半を占めている。さらに、円筒埴輪や土錘もそれぞれ1点ずつ出土しているので報告しておきたい。

これらSD01の出土遺物のうち、実測に堪えるものを図6に示した。6-1・2は弥生土器である。甕か壺の底部片であるが、2mm大の礫を多く含むという胎土の特徴から、前期のものとも考えられる。6-3は円筒埴輪の破片でありタガと円形スカシが確認できる。第1Tから北東約130m離れた箇所に位置する上塙治築山古墳のものと考えられる。6-4～6は須恵器の壺であり、8世紀後半から9世紀前半にかけての所産と思われる。6-4・5は器壺が僅かに内湾して立ち上がり開口し、6-4・6は底面外縁に低

測点	X	Y
A 1	-72370.566	54115.204
A 2	-72375.543	54114.754
A 3	-72380.525	54114.309
A 4	-72385.511	54113.872
A 5	-72390.488	54113.425

測点	X	Y
B 1	-72370.750	54117.190
B 2	-72375.720	54116.746
B 3	-72380.707	54116.306
B 4	-72385.686	54115.859
B 5	-72390.669	54115.424

表1 基準杭座標一覧表

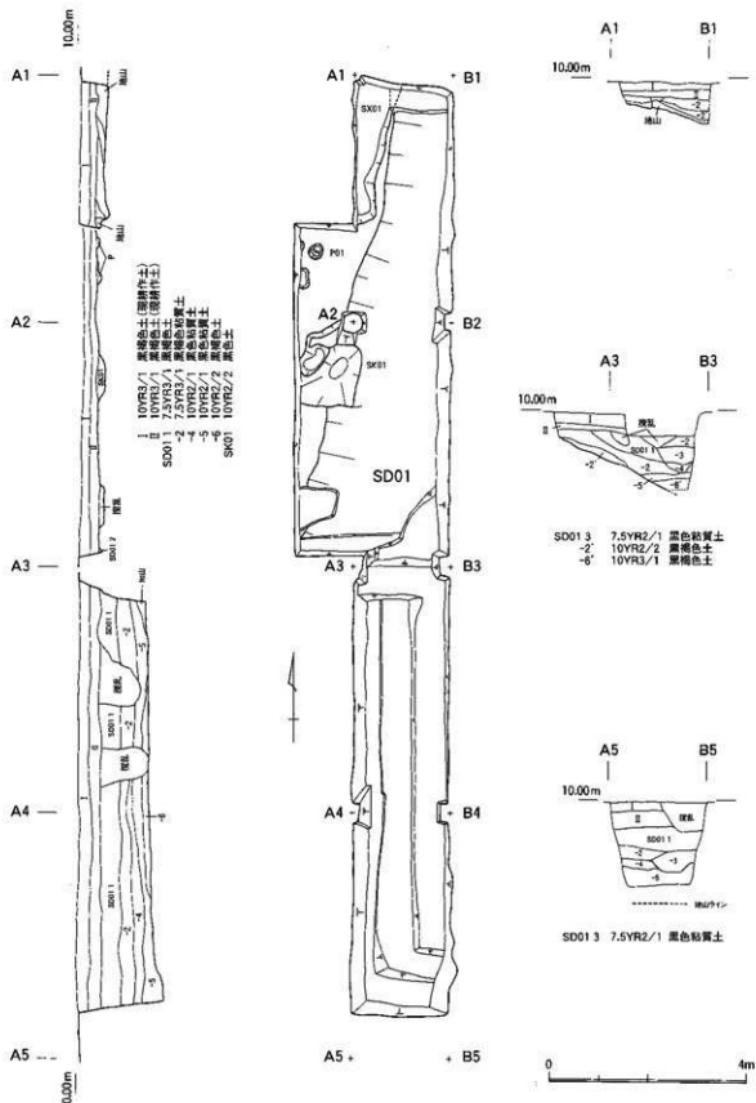


図4 遺構配置図 (1:100)

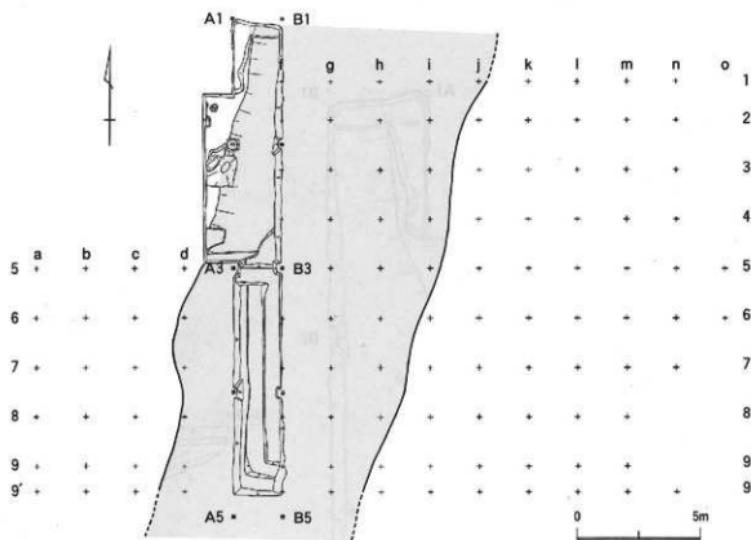


図5 ポーリング地点とSDO1推定範囲

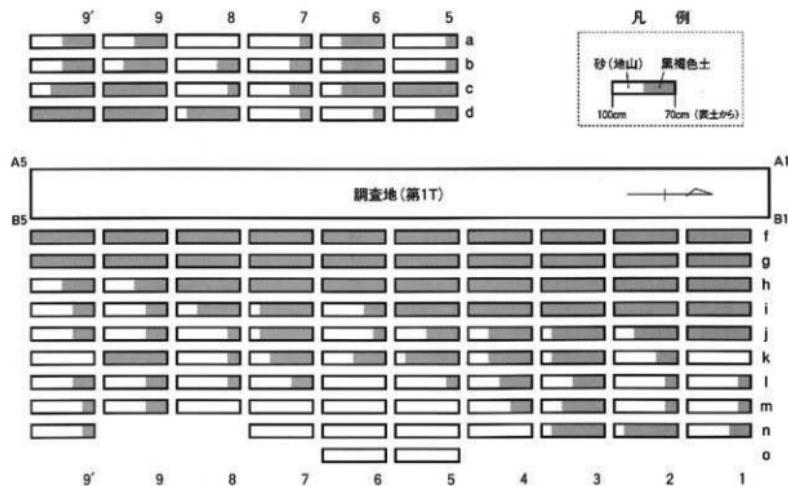


表2 ポーリング調査結果一覧表

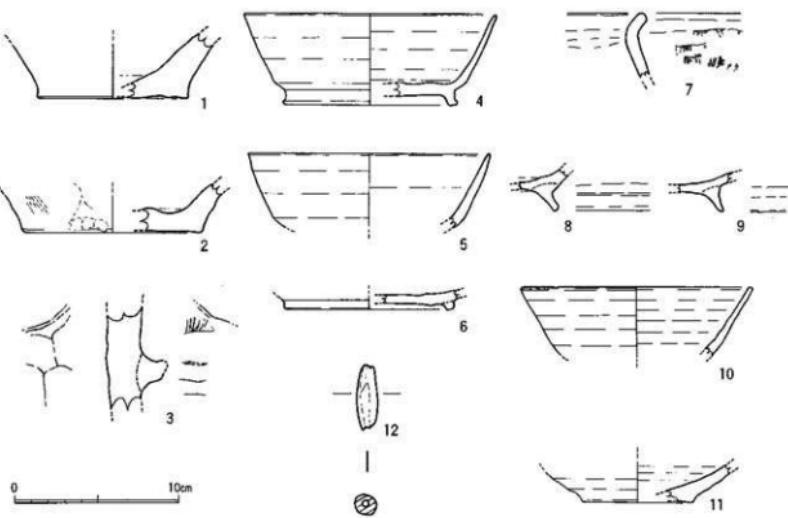


図6 出土遺物実測図 (1:3)

排列番号	器種	出土施点	法量(cm)	形態・文様の特徴	主な構造	①胎上 ②焼成 ③色調	備考
6-1	弦生上器 甕 or 瓶	SD01 A2Gr-櫻上	底径 9.1	平底。岩盤は外反して立ち上がる。	底部 内外面:ナデ	①2mm以上の砂粒を多く含む ②やや良 ③にふい青褐色	反転復元。
6-2	弦生土器 甕 or 瓶	SD01 A2Gr-櫻土	底径 10.7	平底。岩盤は外反して立ち上がる。 前削?	底部 外表面:ナケ 内面:ナデ	①2mm以上の砂粒を多く含む ②やや良 ③にふい青褐色	反転復元。
6-3	円筒始輪	SD01 A4Gr-2周	不明	タガと円形スカシの一筋が認められる。 6世紀後半。	器底 内外面:ナデ	①3mm以下の砂粒を多く含む ②やや良 ③にふい褐色	笠山古墳のもの と思われる。
6-4	須恵器 环	SD01 A2Gr-2周	口径 15.4 底直径 10.5 高さ 5.5	器盤は僅かに内削して立ち上がり開口する。底面外縁に高台が付く。 8世紀末頃。	口縁部:器盤 外表面:回転ナデ 底面:回転糸切り	①2mm以下の砂粒を少し含む ②良 ③灰色	反転復元。
6-5	須恵器 环	SD01 A2Gr-櫻上	口径 14.8	器盤は僅かに内削して立ち上がり開口する。8世紀末頃。	口縁部:器盤 内外面:ナデ	①1mm以下の砂粒を少し含む ②良 ③灰色	反転復元。
6-6	須恵器 环	SD01 A2Gr-櫻土	底直径 10.0	底面外縁に高台が付く。 8世紀末頃。	底盤 内面:ナデ 外表面:回転糸切り	①3mm以下の砂粒を少し含む ②良 ③灰色	反転復元。
6-7	土師器 环	SD01 A2Gr-櫻土	不明	口縁部は単純に僅く内削し開口する。	口縁部 内外面:ナデ 底盤部 外面:ナケ	①1mm以下の砂粒を含む ②やや良 ③にふい褐色	外面上に墨が付着する。
6-8	中量土器 环	SD01 A4Gr-上層	不明	底面外縁に高台が付く。中世前半。	底盤 内外面:ナデ	①2mm以下の砂粒を含む ②普通 ③にふい褐色	
6-9	中量土器 环	SD01 A3Gr-中層	不明	底面に直線的に外削して立ち上がり開口する。中世前半。	底盤 外面:回転糸切り 内面:ナデ	①まれに3mm以上の砂を含む ②やや良 ③褐色	
6-10	中量土器 环	SD01 A4Gr-上層	口径 14.0	器盤に直線的に外削して立ち上がり開口する。中世前半。	口縁部:器盤 内外面:回転ナデ	①砂粒をあまり含まない ②普通 ③にふい褐色	反転復元。
6-11	小量土器 环	SD01 A1Gr-1層	底径 6.7	底盤をやや絞る。器盤に大きめ外削して立ち上がる。中世前半。	器盤 内外面:回転ナデ	①1.5mm以下の砂粒を含む ②やや良 ③褐色	反転復元。
6-12	土製品 土錐	SD01 A2Gr-櫻土	長さ 4.0 幅 1.3 孔径 0.4	管状均縫形土錐。	表面:ナデ	①1mm以下の砂粒を含む ②普通 ③にふい褐色	ほぼ光形。

表3 出土遺物観察表

い高台が付く。6-7は土師器の甕と思われる。外面に煤が付着する口縁部の破片であるが、小片であるため法量や時期は不明である。6-8~11は中世土師器であり、いずれも中世前半の所産と考えられる。6-8・9は壺の底部片であり、底面外面にやや高い高台が付く。6-10の器壁は外傾して直線的に立ち上がり開口し、6-11は底部がやや絞られる。6-12は管状紡錘形土錐であるが時期は不明である。

以上のようにSD01の形状、規模、出土遺物から推測するに、この溝状の落ち込みは館の堀といふよりは、古代から中世にかけての自然流路である可能性が高いと思われる。

その他の遺構

SK01は杭A2の南側で検出した土坑であり、SD01を切っていることからこれより新しい遺構であると判断できる。検出時の平面形は一辺約120cmの不整な方形を呈していたが、完掘すると底は長径

50cm、短径30cmの楕円形を呈しており、側壁の立ち上がりは緩やかで、深さも40cmとあまり深くない。出土遺物はなく、遺構の時期や性格は不明である。

SX01はA1Grで検出した。平面形は南北に長いようであるが、一部が調査区外に広がっているため詳細は不明である。A1-A2ライン断面を確認すると、北でこの遺構の立ち上がりが認められるため、長さは210cm程度を測るようである。底はほぼ平坦で検出面からの深さは13cmと浅い。この遺構からの出土遺物はなく、遺構の時期や性格は不明である。

ピットは杭A2の北西で3基認められた。P01以外はいずれも調査区外に延びているため、規模や形状は不明であるが、P01とあまり変わらないと思われる。いずれもしっかりとした造りではなく、樹木根の痕跡である可能性も残る。また、出土遺物がないため時期は不明である。

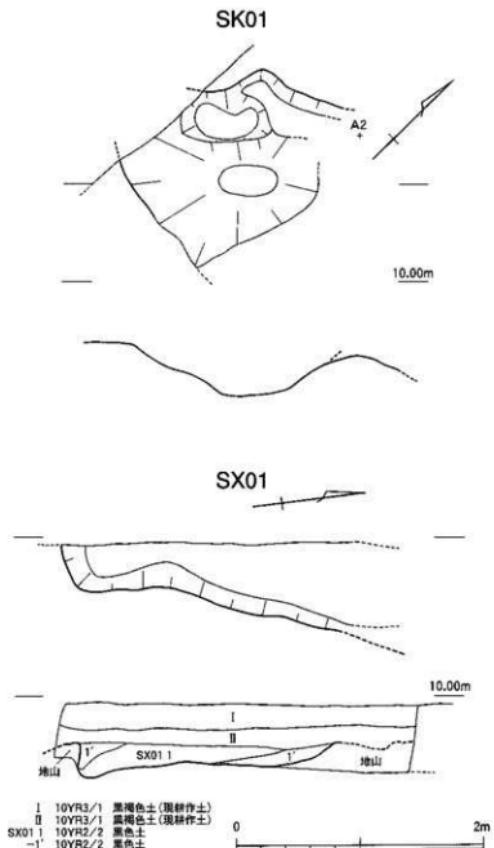


図7 SK01・SX01実測図 (1:40)

第4章 まとめ

今回の調査結果やこれまでに論じられている塩治氏関連の城や館の比定地を整理してまとめしたい。まず、今回の調査地付近が「塩治判官館跡」と呼称されている根拠を整理すると次のようになる。

- ①この地が塩治判官館跡であると地元で言われていること
- ②付近に「高貞社跡」が残っていること
- ③「コ」の字状の帯状低地が認められ堀と思われること
- ④半分城や大井谷城を塩治氏の本城と比定した場合に位置関係が良いこと
- ⑤大井谷の奥部に位置する無名の山を大廻城と比定した場合に位置関係が良いこと

これらは主なものでありすべてではない。今回の調査では、③に着目し堀の存在の有無を確認しようととしたのであるが、結果的に堀ではない可能性が高くなった。「コ」の字状に巡る帯状低地が堀でないとすると、館があったという根拠も薄くなり、ひいては「塩治判官館跡」はもとより「塩治氏館跡」や「館跡」という結論からも遠ざかったことになる。

つまり、「塩治氏館跡」と命名するには頼泰、貞清、高貞の三代をとおして使用した居館、または、いずれか二代か一代、さらに拡大解釈すると後塩治氏の誰かが居館として用いていれば条件を満たすのであるが、それに対し「塩治判官館跡」は高貞一代の居館だけを示してしまい、より限定的になってしまう。

また、今回の調査結果では、調査地が館跡であるという前提自体が崩れる可能性を示唆している。逆に、「塩治判官館跡」とするためには、調査地がまず館跡であり、かつ、高貞の居館でなければならない。

よって、以上のことから誤解による混乱を避けるため、ここでは今後当該遺跡を「伝塩治判官館跡」と呼称することを提唱したい。誤認を招かぬよう申し添えておくが、当遺跡の所在する上塩治町築山は、塩治氏館の有力な比定地の一つである。今回の調査地付近に塩治氏館跡が存在する可能性も依然として十分残されているのである。

本 城	館	備 考	文 献
大井谷奥の山	上塩治町般若寺附近	塩治氏三代の居館	1
大井谷奥の山	高貞社跡	高貞個人の特殊な居館	1
向山城	下塩治の郡是製糸会社付近	淨音寺境内遺跡のことか	3
半分城	上塩治築山付近	—	4
向山城	上塩治町	—	5
—	淨音寺境内遺跡	後塩治氏の居館	7・8ほか
向山城	向山城の南麓	—	8
向山城ほか	向山城の南側、塩治神社境内遺跡など	—	10
向山城	向山城の南麓から平家丸城の丘陵樅	—	11

表4 塩治氏城館跡比定地一覽表

塙治氏の本城は『雲陽誌』などで記されている大廻城である。よって、塙治氏館の比定地を選考する際には、本城である大廻城をどこに比定するかが重要である。本城比定地の諸説を挙げると、向山城跡、平家丸城跡、半分城跡、大井谷城跡などである。また、館の比定地も諸説あり、向山城南麓、上塙治築山付近、淨音寺境内遺跡、上塙治般若寺付近などが挙げられる。

しかし、いずれも資料不足から断定するには至っていない。これら比定地が多く存在する上塙治地区やその周辺は、道路工事や土地区画整理など様々な開発事業が進められている地域である。今回の調査で塙治判官館に迫る資料は得られなかったが、近い将来、これらに伴う埋蔵文化財発掘調査で塙治判官館に関する何らかの資料が得られ、その所在が明らかとなることを期待したい。

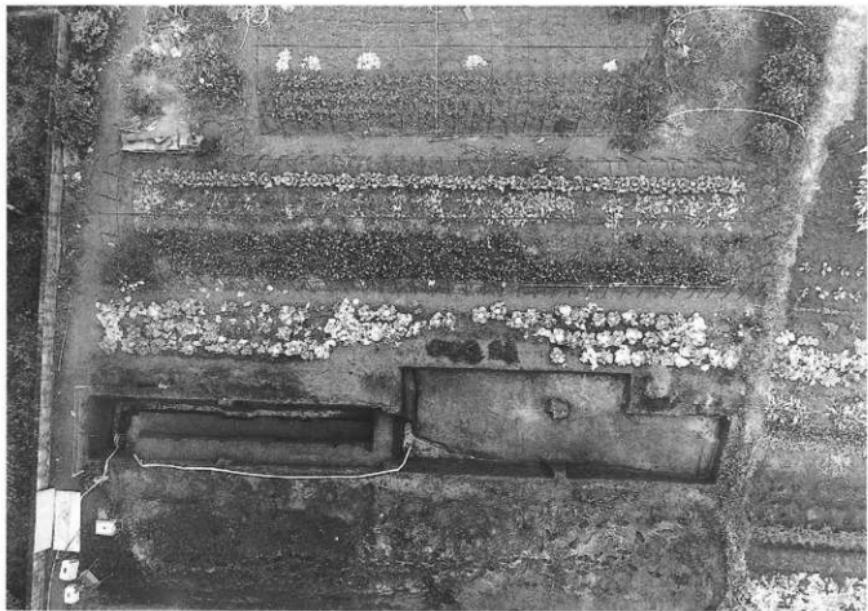
引用・参考文献

1. 出雲市教育委員会『出雲市の文化財 出雲市文化財調査報告』第二集 1960
2. 薩山伊人 編『雲陽誌 大山本地誌大系42』雄山閣 1971
3. 島根県『島根縣史』第五卷 1972
4. 藤原 啓「出雲守源兼塙治氏の居城大廻城跡はここか」出雲市上塙治町山城跡調査報表 島根県文化財愛護協会 1974
5. 島根県教育委員会『出雲・上塙治を中心とする埋蔵文化財調査報告』 1980
6. 出雲市教育委員会『塙治地区遺跡分布調査Ⅰ』 1986
7. 塙治クラブ『写真集 塙治今昔』塙治クラブ 1986
8. 雜岡大輔『塙治判官高賓 出雲市民文庫』5 出雲市教育委員会 1988
9. 出雲市教育委員会『出雲市遺跡地図』 1993
10. 島根県教育委員会『出雲、陰岐の城館跡 島根県中近世城館跡分布調査報告書』第二集 島根県教育委員会 1998
11. 山根正明「第一編 第二章 中世の湖陵町」「湖陵町誌」湖陵町 2000

写 真 図 版



1. 調査地から西を望む（東から）



2. 完掘状況（上が西）

図版2 塩治判官館跡



1. 完掘状況（南から）



2. 完掘状況（北から）

1. 調査地から上塩冶集山古墳
を望む（南西から）



2. A3Gr・A4Gr調査状況
(北から)



3. B5'-A5'ライン断面
(北から)



図版4 塩冶判官館跡



1. SD01完掘状況（南から）



2. A1-B1ライン断面（南から）



1. SD01完掘状況（北から）



2. B3-A3ライン断面（北から）

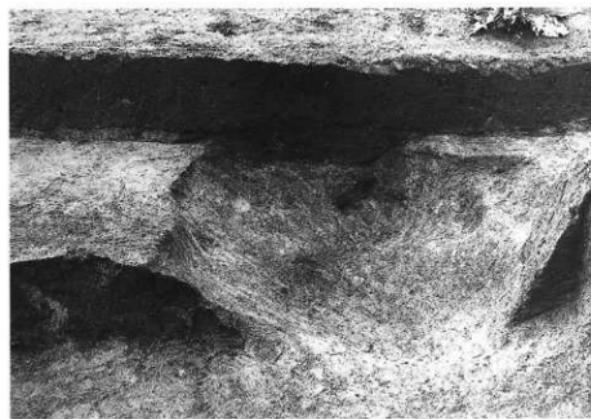
図版 6 塩冶判官館跡



1. SK01検出状況
(南から)



2. SK01検出状況
(北から)

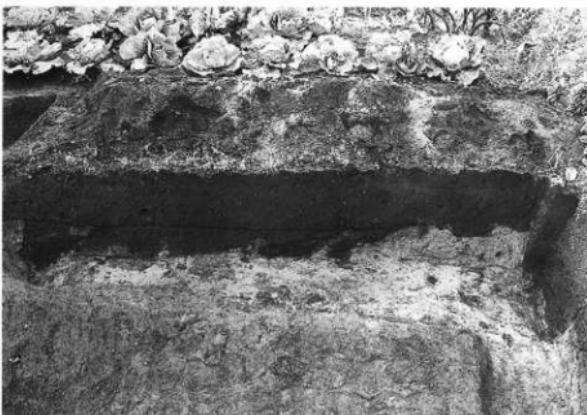


3. SK01完掘状況
(東から)

1. SX01検出状況
(東から)



2. SX01完掘状況
(東から)



3. SX01完掘状況
(南から)



図版 8 塩冶判官館跡



6-1



6-2



6-3

1. 出土遺物1



6-6



6-4



6-5

2. 出土遺物2



6-7



6-8



6-9



6-10



6-11



6-12

3. 出土遺物3

報告書抄録

ふりがな	えんやはんがんやかたあと							
書名	塩冶判官館跡							
副書名	-							
卷次	-							
シリーズ名	-							
シリーズ番号	-							
編集者名	三原一将							
編集機関	出雲市教育委員会							
所在地	〒693-8531 島根県出雲市今市町109番地1 TEL0853-23-3636							
発行年月日	西暦2003年3月							
所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
えんやはんがんやかたあと 塩冶判官館跡	しまねけん 島根県 いざなし 出雲市 かみえんやはちょう 上塩冶町 304-2	32203	F24 (出雲市遺跡地図)	35度 20分 46秒	132度 45分 43秒	20001016 20001215	45m ²	遺跡の詳 細確認
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
塩冶判官館跡	不明	古代～中世	溝状遺構 土坑 ピット	弥生土器 円筒埴輪 土師器 須恵器 中世土師器 陶磁器	「塩冶判官館跡」と 命名されてはいるが、 その積極的な根拠 は確認されなかった。			

えん や はん がん やかた あと
塩治判官館跡

平成15年（2003）3月発行

編集・発行 出雲市教育委員会
出雲市今市町109番1
印刷・製本 オリジナル
出雲市渡橋町618-9